

宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金支給要領 (歯科技工所分)

令和8年4月1日
健康増進課

第1 目的

光熱費やガソリン代等の高騰の影響を受ける宮崎県内の歯科技工所に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、歯科保健医療サービスの安定した提供を図ることを目的とする。

なお、その支給については、令和7年度医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金交付要綱（令和8年3月10日福祉保健部福祉保健課）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 支給の対象

次の1及び2の要件を満たすこと。ただし、支援金の申請は同一の施設について一度に限るものとする。

1 事業者要件

- ① 宮崎県内において、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条第3項に規定する歯科技工所を運営する事業者であること。
- ② 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方公共団体
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - ・暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ウ 法人の役員等がイに掲げる者のいずれかに該当する者

2 事業所要件

- ① 令和7年10月1日現在で、歯科技工士法の規定に基づく届出をしている歯科技工所（注1）であって、かつ、申請日時点において廃止又は休止していないこと。
 - ② 令和7年4月1日から令和8年3月31日までのいずれかにサービス提供等の実績（注1）のある事業所であること。
- （注1） 歯科技工士法第2条第3項の規定によるものに限る。

第3 支援金の額

支援金の支給額は、1施設当たり44,000円とする。

第4 支援金の申請・請求

- ① 支援金の支給を受けようとする者は、令和8年7月31日までに宮崎県公式ホームページ（県庁ホームページトップ > 県政情報 > 各種申請・手続き > 「宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金（歯科技工所分）の支給申請について」の電子申請フォームより申請しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により電子申請によることができない者は、郵送により申請書類を提出することができる。

なお、郵送による場合の締切日も電子申請による場合と同様とし、締切日必着とする。

ア 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金（歯科技工所）申請書（別記様式第1号）

イ 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金（歯科技工所）請求書（別記様式第2号）

ウ 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し

（申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状（別記様式第3号）を合わせて提出）

エ ①から③までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- ② 申請期間内に申請が行われなかった場合は、支援金の受給を辞退したものとみなす。
- ③ 申請書等の不備による振込不能等があり、知事が補正を命じたにもかかわらず申請書等の補正が行われないうえ、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

第5 支援金の審査及び支払

知事は、必要に応じて、申請した事業者に対し、資料の提出を求める等したうえで、提出のあった関係書類により申請内容を審査し、支援金を支給すべきと認めたときは、支給を決定し、申請者が指定する振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

第6 調査への協力

知事は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

第7 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2に定める要件を満たさないことが判明した場合は、事業者は、県に支援金を全額返還しなければならない。

第8 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金から適用する。